

「消火栓」や「防火水槽」などの 付近は駐車禁止です!



「消火栓」や「防火水槽」をご存じですか?これらは、消火活動に欠かすことのできない施設で、火災発生時に、消火に必要な水を消防隊に供給する施設です。

「消火栓」や「防火水槽」は道路わきや歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているものや路上にマーキングをしているものなどがあります。

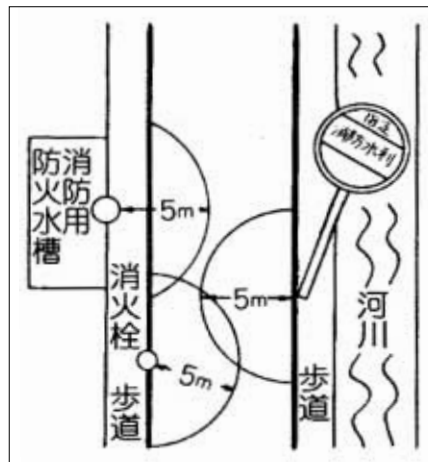
これらの消防水利等の周辺には、道路交通法で駐車が禁止されています。消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる態勢をとっておりますが、火災発生時に、「消火栓」や「防火水槽」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げる恐れがあります。



違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

- ・ 消火栓から5m以内の部分
- ・ 防火水槽の吸水口もしくは吸管投入孔から5m以内の部分
- ・ 防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- ・ 指定消防水利（プール、池、河川等）の標識が設置されている位置から5m以内の部分
- ・ 消防用機械器具置場（消防自動車等の車庫）の出入口から5m以内の部分



担当 消防課 警防係 ☎ 92 - 1800